

良好な居住環境の維持及び向上に配慮されたものであることのチェックシート

景観計画区域内において、申請建築物が当該景観計画中の建築物に関する事項に適合していることが必要です。以下の該当しているものにチェックをしてください。

- 申請建築物は 色彩基準Ⅰ に適合しています。
- 申請建築物は 色彩基準Ⅳ に適合しています。
- 申請建築物は景観法・足立区景観条例に基づき届出を行っています



◆色彩基準Ⅰ

(マンセル値)

部 位	色 相	彩 度
外壁基調色	0R～9.9R	4.0 以下
	0YR～5.0Y	6.0 以下
	その他	2.0 以下

◆色彩基準Ⅳ

(マンセル値)

部 位	色相	明度	彩度
外壁基調色	0R～4.9YR	4.0 以上 8.5 未満の場合	4.0 以下
		8.5 以上の場合	1.5 以下
	5.0YR～5.0Y	4.0 以上 8.5 未満の場合	4.0 以下
		8.5 以上の場合	2.0 以下
	その他	4.0 以上	1.0 以下
屋根色	5.0YR～5.0Y	6.0 以下	4.0 以下
	その他	6.0 以下	2.0 以下

(備考) 本チェックシートは令和4年2月20日より運用します。